



2020年11月13日

**各位：インドフード・サクセス・マクムール（インドフード）または同社グループ企業に直近で融資した銀行の代表取締役 ～オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）、バンク・セントラル・アジア、マンディリ銀行、中国銀行、BNP パリバ、CIMB グループ、DBS 銀行、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）、みずほフィナンシャルグループ、ナティクシス、オーバーシー・チャイニーズ銀行、三井住友フィナンシャルグループ（SMBC）を含む<sup>1</sup>～**

**各位：インドフードまたは同社グループ企業の債権や株式を保有する投資会社の代表取締役 ～バンクインベスト、ブラックロック、ブランデス・インベストメント・パートナーズ、カルパース、ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、ノルウェー政府年金基金、Matthews Asia、シュローダー、スタンダード・ライフ・アパディーン、ステート・ストリート、テマセク、バンガードを含む<sup>2</sup>～**

貴社のインドフードまたは同社グループ企業への投融資における役割に関して、とりわけ食品・飲料会社インドフード CBP サクセス・マクムールへ最近発行された 21 億米ドルのシンジケートローンについて<sup>3</sup>、ご忠告申し上げます。インドフード CBP は、パーム油事業で物議を醸しているロンドン・スマトラ（ロンサム）と兄弟会社の関係にあり、事業でも密接に関わっています。両社は、インドネシア最大手食品会社で、アブラヤシ向けに利用可能な土地面積でインドネシア 第 2 位の規模をもつパーム油会社 であるインドフード・サクセス・マクムール（インドフード）の傘下企業です。

貴社はインドフードまたは同社グループ企業への投融資を行っていますが、同時に、ロンサムのアブラヤシ農園および搾油工場での労働搾取については労働者から苦情申し立てが出され、政府機関が調査を行っています。10 月 5 日、議論を呼んでいる「雇用創出オムニバス法案」がインドネシア国会で可決され、インドネシアの労働法は 大幅に弱体化することになり、数万人 の労働者が抗議する状況の中、アブラヤシ農園事業における労働搾取のリスクはさらに高まっています。インドフードへの投融資の継続は、労働搾取をさらに助長することになり、既存の前出の問題が悪化するとともに、貴社も重大な評判リスクを被り、財務リスクにさらされる可能性があることは間違いありません。

インドフードのパーム油事業は、国際的に認知されている認証機関「持続可能なパーム油のための円卓会議」（RSPO）からすでに基準を満たしていないとみなされています。インドフードの子会社であるロンサムとサリム・イボマス・プラタマは、インドネシア国内法違反 10 件を含む 20 件 以上の RSPO 基準違反が確認され、2019 年 3 月に RSPO の会員資格が停止 されました。両社は RSPO から是正措置計画の提出を要求されましたがそれを拒否し、その結果、会員資格が停止されたのです。これを受けて、シティグループ、スタンダードチャータード、ラボバンクをはじめとする複数の金融機関がインドフードとの取引を停止しました。

<sup>1</sup> Financial ties with Indofood have been verified by [Forests & Finance](#), Indofood financial statements (2020), and Bloomberg.

<sup>2</sup> Financial ties with Indofood have been verified by [Forests & Finance](#) and Bloomberg.

<sup>3</sup> The lead banks on this syndicated loan to Indofood CBP were Bank of China, BNP Paribas, Mizuho, Natixis, OCBC Bank and Sumitomo Mitsui Banking Corp. SMBC was the coordinator. 10 participants joined the transaction.

残念ながら、今日でもロンサムの労働者搾取は続いており、インドネシアの独立系農園労働者組合セルブンド（SERBUNDO）と労働権擁護団体 OPPUK<sup>4</sup>がまとめた信頼性のある現地情報によると、現在、ロンサムは同社の搾取行為から自分たちの権利を守ろうとしている労働者に報復をしていると伝えています。このことは、2019年にセルブンド、そしてインドネシア地方自治体労働局に報告された脅迫、組合潰し、不正な団体交渉プロセスといった事例によってすべて裏付けられています。新型コロナウイルスの発生以来、インドフードの農園でパーム油関連の仕事をしていたセルブンドの組合員が500人以上解雇されましたが、そのほとんどに退職金は支払われていません。セルブンドはインドフードの農園で行われている労働違反の記録作成に力を貸してきました。セルブンドの地方支部役員のうち19人が解雇の一環として失職し、組合員を擁護・代弁する力が決定的に削がれていることに大きな懸念を抱いています。

パーム油労働者は裁判所や地方行政に訴えることでインドフードの搾取に抵抗しようとしてきました。それによりインドフードのリスクは増加しています。恣意的な解雇、雇用条件、退職金を巡って、2020年2月にはセルブンドによって北スマトラ州のメダン労使関係裁判所に12人の労働者が関わる6件の訴訟が起こされました<sup>5</sup>。また、ロンサムによる組合潰しについては、刑事事件の容疑で警察も捜査を開始しました<sup>6</sup>。一方、セルブンドの組合役員は強制退去と強制退職の対象にもなっており、強制退職については別途訴訟が起こされています<sup>7</sup>。2020年11月4日、メダン労使関係裁判所は上記6件の訴訟に決定を下しました。裁判所は労働者勝訴の判決を下し、12人の労働者の臨時労働協定は法律によって正規雇用とすべきと述べ、総額5億ルピア（3万米ドル）を超える退職金を支払うようロンサムに命じました<sup>8</sup>。ロンサムが上訴するかどうかはわかりません。

先日、アサハン県、ムシ・ラワス・ウタラ県と北スマトラ州の労働局はロンサムに対し、労働者の復職を勧告する勧告書（スラット・アンジュラン）3通を出しています<sup>9</sup>。しかし、セルブンドは、ロンサムは労働局からの3回の勧告を無視していると報告しています。こうした苦情は、ムシ・ラワス県で8月に、北スマトラ州下院（DPRD）で10月に開催された公聴会でも取り上げられました<sup>10</sup>（現在進行中の労働搾取の詳細については、別紙をご覧ください）。

こうした疑惑についてインドフードにコメントを求めたところ、子会社ロンサムについて「あらゆる労働問題に関して、適用されるインドネシアの手續、規制、法律を引き続き遵守し、労働者の権利を全面的に尊重しつつ、適用法に従って申し立てを解決する」という回答を得られ

<sup>4</sup> OPPUK (*Organisasi Penguatan dan Pengembangan Usaha-Usaha Kerakyatan*) is a labor advocacy organization based in North Sumatra, Indonesia. SERBUNDO (*Serikat Buruh Perkebunan Indonesia*) is an independent plantation workers union with over 11,000 members across seven provinces in Indonesia. SERBUNDO represents 1,571 Indofood plantation workers in three provinces (November 2020).

<sup>5</sup> Gugatan No 38/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 39/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 41/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 42/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 43/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 44/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn

<sup>6</sup> Letter detailing Police Report (*Surat Tanda Terima Laporan Polisi*) Nomor: STTLP/1016/VI/2020/SUMUT/SPKT "I". June 2020.

Indonesian North Sumatra Regional Police Letter No B/3561/X/RES.7.1/2020/Ditreskrimsus. October 2020.

<sup>7</sup> Lawsuit No. 240/Pdt.Sus.PHI/ /PN.Mdn. July 2020

<sup>8</sup> Final verdict on Lawsuits No 38/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 39/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 41/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 42/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 43/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 44/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn. November 2020. Accessible via [http://sipp.pn-medankota.go.id/list\\_perkara](http://sipp.pn-medankota.go.id/list_perkara).

<sup>9</sup> Recommendation letters from the Asahan District Manpower Agency No. 2075/III-DKT/III/2020 (March 2020), North Musi Rawas District Manpower Agency No. 560/026/Disnakertrans/III/2020 (March 2020), and North Sumatra Provincial Manpower Agency No. 565/1264-6/DTK/IX/2020 (September 2020).

<sup>10</sup> Minutes of North Musi Rawas District House of Representative Cross Commissions I. II and III Meeting No. 170/202/DPRD/2020 (August 2020).

Medan Bisnis Daily. "[Serbundo Beberkan Kecurangan PT Lonsum di Hadapan Komisi E DPRD Sumut](#)". October 20, 2020.

ました。また、インドフードは、指摘された点（別紙）について否定し、「事実無根であり、誤解を招くもの」と主張しています。

インドフードやグループ企業へのさらなる投融資は、利益優先の労働者搾取の継続を軽減せず、労働者による今後の抗議や訴訟などにつながっていく可能性が高いと予想され、インドフードの事業に重大な影響を与えるでしょう。現在、オムニバス法によってパーム油労働者を守る主なセーフガードが撤廃され、こうしたリスクは悪化しており、特に非正規雇用労働者は経済的・社会的にさらに弱い立場に追い込まれることとなります。貴社がインドフードや同社グループ企業に投融資を続けた場合、重大な評判リスクと財務上のリスクに直面するおそれがあります。

労働搾取はインドフードに限らずパーム油産業で蔓延しています。9月24日、AP通信は、マレーシア有数のパーム油会社 FGV ホールディングス BHD (FGV) のアブラヤシ農園で大々的な強制労働と人身売買が行われているという新たな疑惑について報じました。その後、9月30日には米国税関国境警備局 (CBP) は強制労働の利用を理由に、FGV からのパーム油の輸入禁止を発表しています。

貴社の多くが人権の尊重と労働者の権利擁護に関する明確な方針をもっています。その方針が適用されるならば、インドフードや同社グループ企業への資金供給は一切行われなければならないはずですが、また、[OECD 多国籍企業行動指針実施の手引き](#)には、弊害の発生が予見可能であり、その可能性と重大性に基づいて優先順位をつけるべきであったにもかかわらず、弊害を防止または軽減するための相応の努力をせずに融資を行う銀行は、当該弊害の発生に加担したとみなされるおそれがある、と記されています。そのような場合、銀行は弊害の是正策を提供すること、または是正に協力することが求められます。これは、インドフードや同社グループ企業に資金提供するいかなる金融機関に起こる可能性が高いシナリオです。また、同行動指針は投資家にも適用されます。

以上のことから、貴社がインドフードと同社グループ企業への投融資から撤退し、インドフード親会社のファースト・パシフィックも含め、一連の問題が解決されるまで今後の資金提供にも関わらないようご忠告いたします。この件についてのご質問や話し合いのご希望がございましたら、以下までご連絡をお願いいたします。

[duediligence@ran.org](mailto:duediligence@ran.org).



レインフォレスト・アクション・ネットワーク  
事務局長 ジンジャー・キャサディ

別紙:

## インドフードのパーム油事業における未解決の労働問題に関する申し立て

以下は、インドフードの北スマトラ州、南スマトラ州、東カリマンタン州における事業に関連して現在提出されている労働違反の苦情についての詳細です。苦情は、独立系労働者組合のセルブンドが行った広範な調査と、ロンサム労働者・元労働者への聞き取り調査から明らかになったものです。

1. **組合潰し:** ロンサムは 2020 年 4 月セルブンドの役員 19 人を解雇しました<sup>11</sup>。その際に彼らがセルブンドを脱退しなければ労働者を解雇すると経営陣から脅されたと言われていますが、これは「インドネシア労働組合法」で保護されている団結権の侵害に相当します。また、同年 6 月には、パーム油労働者が、「2000 年労働者・労働組合法第 28 条」で定められている団結権に対する刑事犯罪容疑を主張し、北スマトラ州警察に脅迫事例を通報しました<sup>12</sup>。この件については現在捜査が進められています。
2. **恣意的解雇の疑い:** 記録と聞き取り調査によると、2019 年 11 月から 2020 年 4 月にかけて「効率化・合理化」を理由に、インドネシア労働法で義務付けられている「労使紛争処理機関」(Lembaga Perselisihan Hubungan Industrial) の承認を得ないままセルブンドの組合員である農園労働者 567 人が解雇されました<sup>13</sup>。セルブンドは、2019 年 12 月から 2020 年 8 月にかけて少なくとも 2 つの農園において<sup>14</sup>このような形で労働者が解雇された後に新たな従業員が雇用されていたことを明らかにし、会社の解雇理由に疑問を呈しました<sup>15</sup>。ロンサムは、解雇の代替案をセルブンドと協議する二者間交渉を拒否した模様です<sup>16</sup>。
3. **退職金:** セルブンドの組合役員が収集したデータによると、農園労働者 567 人のうち非正規労働者として雇用されていた 477 人に、解雇時に本来支払われるべき退職金が支給されていませんでした。労働者らは、実際には正規労働者と同等の雇用形態にある彼らに対する退職金としては不当なものであり、ロンサムでの勤続年数(数人の労働者は 20 年以上勤続)が勘案されていなかったと主張しています<sup>17</sup>。11 月 4 日の労使関係裁判所の判決<sup>18</sup>(上記の書簡で引用)は、本件における臨時労働者全員が正規雇用であることを確認し、ロンサムに対し退職金の支払いを命じるものでした。

---

<sup>11</sup> SERBUNDO's membership database, November 2020.

<sup>12</sup> Letter of Police Report (*Surat Tanda Terima Laporan Polisi*) Nomor: STTLP/1016/VI/2020/SUMUT/SPKT "I"

<sup>13</sup> Letter No. 032/GE/HRD/XI/2019 from Lonsum to SERBUNDO regarding Workers' Efficiency/Rationalization Program, dated November 2019. Member's reports and worker data, SERBUNDO database, November 2020.

<sup>14</sup> Sei Merah and Begerpang Estates in Deli Serdang District, North Sumatra.

<sup>15</sup> Photocopy of fixed-term contract agreements of newly hired workers, December 2019.

<sup>16</sup> According to the Ministry of Manpower Circular Letter No: SE-907/MEN/PHI-PPHI/X/2004 on the Prevention of Mass Dismissal, termination should be the last resort after other alternatives have been tried. However SERBUNDO received no response to its letter (No. 60/Eks/DPP.SERBUNDO/XI/2019, dated November 2019) requesting to negotiate the termination of workers' contracts from Lonsum.

<sup>17</sup> SERBUNDO membership database and interview with workers conducted by SERBUNDO and OPPUK.

<sup>18</sup> Final verdict on Lawsuits No 38/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 39/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 41/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 42/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 43/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 44/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn. November 2020. Accessible via [http://sipp.pn-medankota.go.id/list\\_perkara](http://sipp.pn-medankota.go.id/list_perkara).

4. **立ち退き抗争：**7月にセルブンドの組合役員7人が、解雇に伴いベガーパン団地の社宅から退去するようロンサムから通告を受けました。<sup>19</sup>セルブンドによると、この組合役員らは、解雇理由が正当なものであることが証明されない限り立ち退きを拒否したということです。
5. **不当かつ強制的な定年退職：**2020年3月、ロンサムはセルブンド組合役員の少なくとも2人に書簡を送り、年齢が定年を大きく下回っているにもかかわらず、定年退職を伝えました。<sup>20</sup>この件については行政によって調停が行われ、結果的に同月に復職が勧告されました。<sup>21</sup>しかしロンサムはその勧告を受け入れず、セルブンドは2020年7月にメダン労使関係裁判所に訴えを起こしました。<sup>22</sup>
6. **最低賃金引き上げ分の支払い遅延：**ロンサムは、2020年7月まで、デリ・セルダン県に居住する労働者に対し、2020年1月から6月までの最低賃金引き上げ分を支払っていないという疑いが持たれています<sup>23</sup>、これは「2020年デリ・セルダン県 部門別最低賃金：アブラヤシ農園労働者」に関する「北スマトラ州知事令」の違反に相当します。<sup>24</sup>賃金の支払い額が最低賃金未満の場合はインドネシア労働法違反に相当し<sup>25</sup>、刑事犯罪とみなされます。ロンサムがようやく賃上げ分を支払ったのは、セルブンドの組合員が2020年7月に北スマトラ州下院に抗議行動を起こしてからのことでした。このことは2020年7月の賃金明細書で確認できます。セルブンドによると、ロンサムは支払いの遅延に対して科せられた罰金をまだ納付してなく、<sup>26</sup>こうした未納は刑事犯罪とみなされます。<sup>27</sup>
7. **宗教祝日手当金/トゥンジャンガン・ハリ・ラヤ (THR)：**セルブンドはロンサムに書簡を送付し、その中で、「ロンサムは、新たに引き上げられた2020年の賃金ではなく2019年の賃金を基準として年間宗教祝日手当金 (THR) を計算していて、その支給額は労働者が支給される権利のある金額を下回っていた」と主張しています。<sup>28</sup>労働権擁護団体 OPPUK によると、2020年7月にセルブンドの組合員が北スマトラ州下院に抗議行動を起こしたことで、ようやくロンサムは労働者に宗教祝日手当金を支払ったということです。
8. **臨時雇用：**さかのぼること1997年には、ロンサムは北スマトラ州、南スマトラ州、東カリマンタン州で収穫係と整備係を短期契約で雇用していた疑いがあります。<sup>29</sup>市民社会団体は、収穫係や整備係の仕事は正規労働者の仕事であり、生産の核となるものと

<sup>19</sup> London Sumatra Internal Memorandum regarding Notice to Leave Begerpang Estate Employee Housing, July 2020.

<sup>20</sup> London Sumatra letters to workers No.056/GME/SE/III/2020 and No.57/GME/SE/III/2020, March 2020.

<sup>21</sup> Letter of Recommendation for Asahan District Manpower Agency No. 2075/III-DKT/III/2020, March 2020.

<sup>22</sup> Lawsuit No. 240/Pdt.Sus.PHI/ /PN.Mdn. July 2020.

<sup>23</sup> SERBUNDO Letter to Lonsum (June 8, 2020) No.002/Eks/(UMSK) PB SERBUNDO/ PT.PP.Lonsum,Tbk/BGE/VI/2020 on Payment of minimum wage and wage increase for 2020.

<sup>24</sup> North Sumatra Governor Decree No: 188.44/14/KPTS/2020 on Deli Serdang Sectoral Minimum Wage for 2020 for Palm Oil Plantation Workers (KBLI:A-01262)

<sup>25</sup> Indonesian Labor Law No 13 Year 2003 Articles 88, 89 and 90. Violation of Article 90 is considered a criminal offence as stipulated under Article 185.

<sup>26</sup> Government Regulation No. 78 Year 2015 on Wages Article 55 Paragraph 1.

<sup>27</sup> Indonesian Labor Law No 13 Year 2003 Article 185 Paragraph (1) junto Article 90 Paragraph (1)

<sup>28</sup> SERBUNDO Letter to Lonsum (June 8, 2020) No.002/Eks/(UMSK) PB SERBUNDO/ PT.PP.Lonsum,Tbk/BGE/VI/2020 on Payment of minimum wage and wage increase for 2020.

<sup>29</sup> SERBUNDO membership data (November 2020) and photocopies of workers' short-term contracts.

みなしています。<sup>30</sup>ペカンバルの労使関係裁判所でも、アブラヤシの収穫は本質的に正規労働者の仕事で生産の核となるものであるとの判決が 2013 年に出されています。<sup>31</sup>ロンサム敗訴とした最新の判決では<sup>32</sup>、当該訴訟の臨時労働者は全員正規労働者とすべきであることが確認されています。正規労働者の仕事を行う労働者を短期契約で長期に雇用することはインドネシアの労働法に反しています。<sup>33</sup>また、ロンサムは、契約書の作成と、法律で定められた当局への契約書登録もしていません。<sup>34</sup>こうした行為は、臨時労働者が正規雇用契約を結んでいれば対象となる賃上げや手当の増額を認めないものです。<sup>35</sup>

9. **団体交渉**：ロンサムとセルブンド以外の組合との団体交渉協定に、間違っセルブンドのロゴが記されていたことをめぐる 2019 年 9 月の紛争は、人事院がロンサムに誠意ある交渉をセルブンドと行うよう勧告する結果となりました。<sup>36</sup>セルブンドによると、ロンサムは政府が勧告した前向きな交渉をまだ開始していないということです。

---

<sup>30</sup> See for example Amnesty International's "[The Great Palm Oil Scandal: Labor Abuses Behind Big Brand Names](#)" report (2016).

<sup>31</sup> Pekanbaru Industrial Relations Court Decision No. 20/G/2013/PHI/PBR (2013).

<sup>32</sup> The final verdict on the six lawsuits lodged by Serbundo against Lonsum also ruled all temporary workers, including upkeep workers, in the case to be permanently employed (Lawsuits No 38/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 39/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 41/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 42/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; No 43/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn; Gugatan No 44/Pdt.Sus.PHI/2020/PN.Mdn), November 2020. Accessible via [http://sipp.pn-medankota.go.id/list\\_perkara](http://sipp.pn-medankota.go.id/list_perkara).

<sup>33</sup> Indonesian Labor Law No 13 Year 2003 Article 59.

<sup>34</sup> Letter from Deli Serdang District Manpower Agency regarding the data and number of short-term contract and casual workers employed at London Sumatra Begerpang Estate, May 2016. Stipulations on written contracts and their registration is regulated under Indonesian Labor Law No 13 Year 2003 Article 57; Ministry of Manpower Ministerial Decree No 100 Year 2004 Article 12 and 15.

<sup>35</sup> Indonesian Labor Law No 13 Year 2003 Article 62 stipulates contract workers are entitled to compensation if the contract is broken before the agreed duration of the contract but not entitled to severance pay.

<sup>36</sup> Letter of recommendation from the North Sumatra Provincial Manpower Agency No. 1755-6/DTK/2019 to Lonsum, SERBUNDO and FSP-PPSPSI regarding registration of collective bargaining agreement. November 2019.